

公的統計の課題等に関する「議論の方向性」について（経済統計関係）

本資料は、第7回基本計画部会の資料10（第6回基本計画部会の資料3「公的統計が直面している障害に関する各府省意見」の「議論の方向性」欄について、各委員から意見を提出していただき、統計委員会担当室において整理したもの）から経済統計関連部分を抜粋したもの。

（敬称略）

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
1 統計の体系的整備関係			
<p>(1)体系的整備の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹統計の指定基準の検討</li> <li>● 人口社会統計の体系化</li> <li>● 既存統計の評価</li> </ul>		<p>○基幹統計の指定に当たっては、その基礎となる統計調査について報告義務の付与、地方事務の法定受託化など、調査の円滑な実施に不可欠な要素があることに配慮が必要（総務省）。</p> <p>○より良い統計を整備する上での対立する概念、例えば、産業の実態把握に関して主業格付け調査と事業活動（アクティビティ）の把</p>	<p>○国が責任を持って実施すべきという観点から、必要性に加えて、実現性（実効性）も考慮すべき（大守）。</p> <p>○基幹統計の「指定基準」に関しては、議論しても、統計法で定められた要件以上の具体的な基準を作成できるとは考えにくい。むしろ、各統計分野に関して、①現存する統計の中で基幹統計に指定されるべきものは何か、②現在は存在しないが今後基幹統計として整備すべきものは何か、の検討を進めていく方が効率的。その際には、各分野の統計について、①月次/四半期といった短周期の統計、②年次統計、③（これらの分析や標本設計のベースとなる）構造調査に区分・整理した上で、体系的に検討を進めることが必要（門間）。</p> <p>○国勢調査や事業所・企業統計調査など、個別調査のサンプリング・フレームを提供する調査は基幹統計として位置づけるべきである（井伊）。</p> <p>○経済産業省に案があれば伺いたい（大守）。</p> <p>○産業の実態把握に関して主業格付け調査と事業活動（アクティビティ）の把握は対立する概念ではな</p>

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
		<p>握の両立等の課題について方向性が明示されなければ、個別の統計調査の調整コストが増大する（経済産業省）。</p>	<p>い。アクティビティの対象事業所の名簿整備が課題（舟岡）。</p>
<p><b>（３）統計相互間の連携確保</b> 特に、加工統計（SNA等）と一次統計の双方向的連携</p>	<p>○「SNA 関連統計体系の整備に関する専門会議」において、各府省間の意思疎通を図りつつ、SNA 推計のために十分な情報が得られていない統計調査及び公表の早期化が求められている統計調査を中心に検討。</p>	<p>○一次統計の検討会議等に SNA 担当者の参加を得るなどして連携に努力しているが、具体的な連携の内容や方向性が未だ不明確（総務省）。</p>	<p>○一次統計と SNA の担当部局間の人事交流（舟岡）。</p> <p>○「SNA 作成部局としての要望」を統計委員会（の部会かWG）でも議論してはどうか？SNA 側でも現実的な改善提案や基礎統計側と協力して試算等を行えるだけの体制強化が必要（大守）。</p> <p>○SNA 側から1次統計への要望に関しては、まず SNA 作成部署で、QE、確報、ストック表等の別に、①それぞれの作成に現在用いている1次統計、②1次統計の側に問題等がある、用いることが出来ないでいる統計、③作成上、あるいは推計精度改善のために必要性を感じているが現在は存在しない1次統計、のリストを整備し、それをベースに必要とされる1次統計の改善や新規整備（行政記録の利用可能性も含む）等の検討を行うことが効率的と考えられる。さらに、こうしたプロセスを通じて SNA 作成部署側でも1次統計に対する理解を深め、1次統計の利用方法の工夫・改善を進めることが必要（門間）。</p> <p>○QE の季節調整の問題に関しては、特定の手法間の理論・実証的な優劣比較だけでなく、季節調整のあり方全般（原計数前年比との使い分け、季調替え周期やタイミングの原則、1次統計と SNA での季節調整</p>

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
	<p>○新たな統計調査の作成、既存統計の見直しの過程において、一次統計作成部局に対し、SNA 作成部局としての要望等を伝達（内閣府）。</p>	<p>○「経済センサス」（従業部分の把握方法）、「工業統計調査」（転売品の扱い、平成 22 年調査が実施されない問題）等について、関係省庁と引き続き協議中（内閣府）。</p> <p>○財政関係データの発生主義ベースでの把握、地方財政統計の項目の標準化（内閣府）。</p> <p>○「鉱工業指数」、「第三次産業指数」等の加工統計においては、一次統計データの質（データ入手時期など）の悪化、量（入手出来るデータ）の減少や内容の変更などのため、精度の維持に必要な対応が不可欠となっている。具体的には、「鉱工業指数」については採用品目数を減らさざるを得ない、第三次産業活動指数については継続性を確保できない（エンジニアリング業、パチンコホール等）、四半期調査を月次統計に対応させる（観光統計）等（経済産業省）。</p>	<p>の分担等）を幅広く検討すべき（門間）。</p> <p>○（地方）財政統計については、まさに統括官室が政府内での調整を積極的に行うべきではないか（廣松）。</p> <p>○地方財政統計の標準化については、特設WGを作るのも一案（大守）。</p> <p>○調査負担との軽減（類似調査の整理統合）と並行して進めるべき（大守）。</p> <p>○記帳が必要な情報（例えば税務申告などのためにいずれにしても記帳が必要となる情報）を中心に収集したり、そうした情報を自動的に転記するようなソフトウェアを配布したりすることで報告者負担を減らすのも一案（大守）。</p>
<b>（４）SNA 等の加工統計の課題</b>			
<p>●SNA の速報値と確報値の乖離の検討、QE 推計の見直し</p>	<p>○本年 8 月公表の QE から、「生産動態統計の欠落月の補外方法の改善」及び「在庫推計での時系列</p>	<p>○更なる改善について検討中（QE で利用可能な、精度の高い民間企業設備関連データ）（内閣府）。</p>	<p>○基礎統計の改善、推計法の改善、両者の連携強化という、三位一体の取り組みが必要（大守）。</p> <p>○「QE はあくまで参考計数」という現在の位置づけから、「QE は確報の予測指数」という基本哲学に変え</p>

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
	モデルの活用」を実施 (内閣府)。		るべき。すなわち、確報に対してなるべく偏りと誤差が小さい予測値を QE とする、という考え方で推計方法を見直すことが重要。ノイズを抑える推計方法に関する一つの考え方は、SNA 部会に提出した意見書の通り (門間)。
<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業連関表の統計的検討</li> </ul>		<p>○産業連関表を推計する一次統計の簡素・合理化による推計精度の著しい低下が問題。特に、「平成 23 年経済センサス」の実施に伴う、「工業統計」等大規模統計の調査項目の変更は死活問題。現行の「産業連関表」の精度を維持改善するためには、最低限現状の調査項目を残すことが重要。「平成 23 年経済センサス」調査票の提示がなければ、「平成 22 年産業連関表」作成への影響を精査することができない。</p> <p>「工業統計調査」より半年遅れて実施されることから、生産額推計に利用可能な確報データの提供時期が曖昧なため、「平成 22 年産業連関表」作成スケジュールへの影響が危惧される (経済産業省)。</p> <p>○「平成 22 年産業連関表」作成の立場から、総務省新統計検討室に提出すべく、「産業連関幹事会」において各府省庁の意見・要望を取りまとめるよう要請しなければならなくなっている (経済産業省)。</p>	<p>○産業連関表は SNA 推計の基礎ともなる重要な統計。経済センサスとの連携を強化する必要 (大守)。</p> <p>○基本表の精度向上のため、経済センサス・その他の投入調査との対応関係の検討、現行の産業連関体系の構造的な検討、および JSNA との整合性の確保に向けた議論が必要 (野村)。</p> <p>○産業連関表等の時系列推計 (延長表、簡易表、コモ法、JSNA-U 表等) では、中間年次における投入・産出構造を捕捉する年次調査の検討、相互の整合性確保、JSNA での所得面を含めた推計方法の検討などが必要 (野村)。</p>

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 価格統計とデフレーター再検討</li> </ul>	<p>○GDP デフレーターの指数算式に関して、平成 16 年 12 月から、連鎖方式（前暦年基準パーシェ型）を導入（内閣府）。</p>	<p>○CPI については基準改定時に新たな技術的改善等を順次導入するとともに、統計作成方法等について利用者に十分な周知を図ることが必要（総務省）。</p>	<p>○CPI については十分な透明性を保ちつつ改善を進める必要（大守）。</p> <p>○分散型システムにおける弊害の除去を目的として関連する体系の検討が必要。（1）商品分類の対応の検討（CGPI/CSPI、CPI、HS、IO・コモなど）、（2）IT 関連財など遡及推計する機能（米国等では価格推計の新推計手法の導入によって著しい改訂がおこなわれる際に、それと整合して過去の価格推移を見直すこともおこなわれている。とくに IT 財では時系列的な価格変動の差異が国際比較上大きな問題）、（3）CGPI/CSPI および CPI 以外の価格推計の検討（建設 def・建設コモ、土地）（野村）。</p>
<b>（5）個別分野での統計整備</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済センサス</li> </ul>	<p>○平成 21 年に事業所及び法人企業の名称等の捕捉に重点を置いた調査（総務省が中心となって実施）を行い、その情報をもとに 23 年に経理項目等の把握に重点をおいた調査（総務省と経済産業省が中心となって実施）を行うこととし、「経済センサス企画会議」において検討中。</p>	<p>○新統計法施行後の最初の大規模センサスとして、調査対象に対する報告義務、地方事務の法定受託事務化などが可能となるよう基幹統計調査と位置付けられることが必要（併せて、円滑な準備事務の実施に向けた配慮が必要）（総務省）。</p> <p>○新たな調査として、既存の統計調査以上に広範な広報周知活動が必要（総務省）。</p> <p>○新たな本社一括調査方式の円滑な実施方策について、都道府県を交えた試験調査等による検討を通じて具体化が必要（総務省）。</p>	<p>○ストック統計との関係で経済センサスにストックに関する調査事項を入れることは可能か？（非現実的かもしれないが）（廣松）</p> <p>○（基幹統計して指定される、或いは、今後整備されるべき月次/四半期統計や年次統計の標本設計や分析・評価のベンチマークとして）経済センサスの調査項目に何を含めるべきか、統計体系の観点からの検討が必要。従って、現在、専ら府省間ベースで行われている経済センサスの設計に関する検討と、基本計画部会での統計体系の議論をリンクさせる場を設けるべき（門間）。</p> <p>○SNA 推計に関連する工業統計調査と経済センサスの</p>

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
		<p>○調査対象名簿の整備のため、行政記録と既存の事業所名簿の突合処理の効率的な方法を工夫するとともに、これを基に調査が円滑かつ効率的に行われるよう方法の検討が必要（総務省）。</p> <p>○名簿整備においては行政記録の活用が議論されているものの、23年調査の経理項目の審査時等において行政記録の活用ができる状態になっていない（経済産業省）。</p>	<p>関係については、調査が分散して行われることから発生している「縦割りの調査と調査漏れ」の問題、さらに「裾きりによる小規模工場の調査漏れと出荷額の推計の関係」に注意すべきである。西暦下一桁0, 3, 5, 8年以外は全数調査ではないため、SNA推計に利用されている工業統計の精度は、現行の調査と平成23年の経済センサスで想定される結果と大差がない可能性が高い。</p> <p>この点に関して、内閣府は経済産業省などの協力を得て、ただちにSNA推計の精度に関する研究を開始すべきである。その結果が経済センサスの議論に反映されれば、商業統計調査など多数の商店の捕捉漏れが指摘されてきた他の業種の調査にも有用な情報を提供することが可能である（美添）。</p> <p>○現在施行中の統計が、事業所・企業統計調査（事業所系の場合）や国勢調査（世帯系の場合）とどのような関係にあるかを整理することが必要。Ex.)工業統計は事業所・企業統計調査と同一の調査区を使用しているが、調査名簿の作成は独立に行っており、両者の関連は比較的薄い。この場合、調査名簿の作成工程を共有できるかどうかを議論すれば、工業統計と経済センサスとの関係は明確になる（井伊）。</p> <p>○21年調査以降も行政記録を活用して名簿更新のための郵送等による簡易調査が必要。最新の更新名簿</p>

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
		<p>○ポスト経済センサスの基幹統計調査の位置付けについて、既存統計調査だけでなく未整備分野を含めて基幹統計調査を体系的な整理・構築を行わなければ、「経済センサス」の中間年における業種ごとの特性を捉えることができなくなる（経済産業省）。</p>	<p>が得られなければ、23年調査において、本社等一括調査による会社を対象とした調査の精度が危惧される（舟岡）。</p> <p>○行政記録の活用は、当面、名簿整備を重点的に実施することで成果を十分に上げることが目標とすべきである。税務関連項目の活用は、その次の目標として、政府全体の理解を得るような工夫が必要である（美添）。</p> <p>○ポスト経済センサスの基幹統計調査の位置付けについては、サービス業を中心とする第3次産業の調査と、第1次、第2次産業の調査のバランスが統計法改正のきっかけでもあったことを念頭におきながら未整備分野を含めた体系的な整理・構築を行うことが「経済センサス」及びその中間年における各産業に特化した調査の特性を的確に捉えるための前提条件である（美添）。</p>
<p>●サービス統計</p>	<p>○現在、「特定サービス産業実態調査」（経済産業省）、「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省）の拡充が予定されているほか、平成20年度から、サービス産業全体の経済活動の動向を</p>	<p>○サービス産業の統計は対象数が多く、信頼性の高い対象名簿の整備、実地調査に係る人員確保ができなければ、政府全体としてサービス統計の拡充に支障が生ずる（経済産業省）。</p> <p>○サービス産業は所管が多府省間にまたがることから、実施においては円滑な調整・連携が必要（経済産業省）。</p>	<p>○経済センサスが名簿整備の役割を果たす（舟岡）。</p>

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
	<p>明らかにする「サービス産業動向調査（仮称）」（総務省）を創設予定。</p> <p>○本年 11 月から、「サービス統計整備研究会」において、サービス統計整備の在り方について検討中。</p>		<p>○左記「サービス統計整備研究会」での検討と、基幹統計指定や統計体系に関する「基本計画部会」での議論との間に、リンクが必要（門間）。</p>
<p>●ストック統計</p>	<p>○民間企業ストックの推計精度向上の観点から、平成 18 年度から新たに「民間企業投資・除却調査」（内閣府）を実施。</p>	<p>○「民間企業投資・除却調査」を引き続き行うとともに、恒久棚卸法に基づくストック推計の改善について検討中（内閣府）。</p> <p>○効率的にデータを収集するために既存の統計調査の活用が必要となるが、同時に、調査対象者の回答可能性及び負担軽減への配慮も必要（総務省）。</p>	<p>○「民間企業投資・除却調査」によるデータの蓄積、行政記録（市町村の固定資産台帳など）や民間データ（中古品価格、レンタル価格）の活用、商品・資産分類の検討等、包括的な視野による整備が必要。一方、一部資産において直接に調査しているストック量（物量）によってストック統計の精度向上を図るのであれば、その価値の補足のため、関連する一次統計において調査票の設計を含む体系的な議論が必要（野村）。</p>
<p>●（企業サイドからの）雇用統計</p>	<p>○「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）において、平成 17 年調査から、「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」、「臨時労働者」別の労働者数を把握。</p> <p>○「経済産業省企業活動基</p>		<p>○間接雇用に関する情報の把握に努めるべき（井伊）。</p>



課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
	<p>本調査」(経済産業省)において、平成 19 年調査から、「うち正社員・正職員」のうち「うちパートタイム従業者」について就業時間換算の項目を追加。</p>		
<p>●環境統計</p>	<p>○温室効果ガスの関連統計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年 10 月から、自動車から排出される温室効果ガスの排出量の実態をよりの確に捉えるため、「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)を実施。</li> </ul> <p>○環型社会の形成及びリサイクル関連事項の充実を図るため、平成 17 年度に、「木質バイオマス利用実態調査」(農林水産省)を実施。</p> <p>○中央環境審議会総合政策部会環境情報専門委員会において環境情報</p>		<p>○エネルギーバランス表の加工統計としての認識(経済統計における産業連関表と同等の機能)、エネルギーバランス表と産業連関表との整合性の確保に向けた体系的な検討が必要(現行では部門概念の相違等により困難)(野村)。</p> <p>○環境統計については、やはり環境省がイニシアティブを取るべきではないか(廣松)。</p>

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
	<p>の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針について検討中（環境省）。</p>		
<p>●地域統計</p>	<p>○「国勢調査」（総務省）、「事業所・企業統計調査」（総務省）等の大規模統計調査において、都道府県別、市町村別等の地域別データを集計・公表。</p> <p>○地域経済の構造と循環を体系的に把握した「県民経済計算」をとりまとめ（内閣府）。</p>	<p>○小規模標本の調査では地方ブロックより小さい地域区分のデータ提供は統計精度の観点から困難（総務省）。</p> <p>○現在、都道府県間における作業スケジュールのばらつき等により、当該年度の約2年後の公表となっているが、早期化に向けて調整中（内閣府）。</p>	
<p>●グローバル化関連統計</p>	<p>○「海外事業活動基本調査」（経済産業省）等において、日本企業の海外事業活動の実態等を把握。</p>	<p>○「科学技術研究調査」の技術貿易のデータなど複数の統計の活用により対応すべきと考えられ、そのための全体方針の策定が必要（総務省）。</p>	
<p>●分布統計</p>		<p>○SNAの家計勘定に見合う所得、資産・負債等の分布統計について研究・試算等を実施。各年の推計・公表には、情報源の制約、推計方法の課題等について更なる検討が必要（内閣府）。</p>	

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>観光統計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「観光統計の整備に関する検討懇談会」での議論を経て、平成 19 年 3 月から「宿泊旅行統計調査」（宿泊施設数、延べ宿泊者数等を都道府県別に四半期ごとに調査）を実施（国土交通省）。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>IT 統計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「情報処理実態調査」（経済産業省）<u>（17 年度以降実施の本体調査及び 15 年度の付帯調査（内閣府）</u>）において、SNA 推計の分析に必要な調査項目を見直し、ソフトウェア制作（自社利用分）の内訳（労務費、外注加工費、経費）を把握。</li> <li>○各種統計調査において、IT 関連項目を拡充（総務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SNA におけるソフトウェア推計について検討中（内閣府）。</li> <li>○複数の統計の活用により対応すべきと考えられるが、そのための全体方針の策定が必要（総務省）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○IT 関連統計の重要なひとつの側面は、その時系列的な質的向上にある。各種 IT 財（含むソフトウェア）について価格指数のさらなる整備に関する議論が必要。自社開発ソフトウェアは、その activity の捕捉など統計調査によるが、総額はコストアプローチによって早急に導入すべき（野村）。</li> <li>○平成 15 年度の内閣府による付帯調査を周期的に行ってはどうか（廣松）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>若者関連統計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 17 年 10 月の「企業における若年者雇用実態調査」において、若年</li> </ul>		

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>（社会経済的）格差に関する統計</li> </ul>	<p>正社員の採用実態を把握（厚生労働省）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「全国消費実態調査」（総務省）、「国民生活基礎調査」（厚生労働省）、「所得再配分調査」（厚生労働省）などの結果から、所得・資産などに関するジニ係数を公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既に試行的に提供している政府統計マイクロデータにより分析できるよう、更なる提供データの充実と幅広い周知が必要（総務省）。</li> <li>○所得・資産などのセンシティブな調査項目に関する忌避感から有効回答率が低下（厚生労働省）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○格差は所得格差の存在を明らかにするばかりでなく、すべての活動分野について階層間格差を明らかにする必要がある（たとえば、犯罪、離婚などについては階層間格差が大きいといわれているが、そのような統計は見当たらない）（阿藤）。</li> <li>○既存統計における所得の計測単位（世帯・個人、年収・月収・時給、カテゴリー・自由記入）に関して再整理が必要。社会保障の分野からは世帯・年収が基本単位となるが、労働市場の分野からは個人・時給が基本単位となるなど考慮すべき点は多い（井伊）。</li> </ul>
<b>2 統計の作成関係</b>			
<b>（1）行政記録の活用</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>• ビジネス・フレームの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新統計法において、事業所母集団データベースの整備を規定。</li> <li>○平成 20 年度から商業登記簿を活用した事業所・企業データベースの運用を開始予定（総務省）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○統一コードが存在しないため、異なる情報間での事業所の照合が困難（総務省）。</li> <li>○データベース更新のために基本的事項に関する調査が必要（総務省）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○統一コードの導入の提案を計画に含めるのも一案（大守）。</li> </ul>
<b>（8）統計作成方法の見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 季節調整</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○分散型統計体制がこうした面での弱点につながらないような工夫が必要（大守）。</li> <li>○ 統計作成方法(統計理論・技術等)に関する統計作成部</li> </ul>

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
			署共通の研究組織設立に向けた検討が必要(門間)。

注)「政策統括官」とは、総務省政策統括官(統計基準担当)を指す。